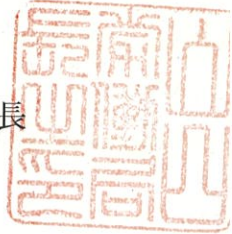




山口労発基 0308 第 4 号
令和 6 年 3 月 8 日

山口県経営者協会長 殿

山口労働局長



令和 6 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成 29 年からは「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年 1 年間の全国における職場における熱中症の発生状況（1 月 11 日現在の速報値）は、別紙のとおり、休業 4 日以上の死傷者数は 1,045 人、うち死亡者数は 28 人となっています。

山口県では、令和 2 年から令和 4 年までの間、死亡者は発生していませんでしたが、令和 5 年においては、3 人の死亡者が建設業、警備業及び農業において発生し、大変憂慮すべき状況となっています。

全国の死亡災害のうち、多くの事例では、暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかったほか、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされていませんでした。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていなかった事例も見られています。

このため、厚生労働省では、別添のとおり、令和 6 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）を定め、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとしたところです。本キャンペーンにおいては、特に、①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと、に重点を置いた効果的な取組の実施について特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

また、本キャンペーンの一環として、当局ホームページ特設サイトに厚生労働省の職場における熱中症予防対策を一元的に情報提供するポータルサイトへのリンクや、本キャンペーンの要綱等を掲載していますので、多くの事業場に御利用いただきますよう、御周知いただければ幸いです。